

あがの民商ニュース

年5日の年次有給休暇で悩む経営者

4月から「年5日の年次有給休暇の確実な取得」について問い合わせ等が数件ありました。（有給休暇なんてうちはない、日給月給から月給にしようか等）

厚労省のホームページでQ&Aがありましたので一部紹介します。

対象となる休暇

Q

使用者が年次有給休暇の時季を指定する場合に、半日単位年休とすることは差し支えありませんか。また、労働者が自ら半日単位の年次有給休暇を取得した場合には、その日数分を使用者が時季を指定すべき年5日の年次有給休暇から控除することできますか。

A

時季指定に当たって、労働者の意見を聴いた際に、半日単位での年次有給休暇の取得の希望があった場合には、半日（0.5日）単位で取得することとして差し支えありません。

また、労働者自ら半日単位の年次有給休暇を取得した場合には、取得1回につき0.5日として、使用者が時季をしてすべき年5日の年次有給休暇から控除することができません。

Q

今回の法改正を契機に、法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定することはできますか。

A

実質的に年次有給休暇の取得の促進につながるおらず、望ましくありません。

Q

年5日の取得がでなかつた労働者1名でもいたら、罰則が科せられるのでしょうか。

A

法違反として取り扱うこととなりますが、労働基準監督署の監督指導において、法違反が認められた場合、原則としてその是正に向けて丁寧な指導し、改善を図っていただきます。



阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・二三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1700

商売くらしに役立つ!

全国
商工新聞
月/500円



5月婦人部小物作りのご案内

日時 5月21日(火) 午後1時半～
場所 民商会館2階
参加費 月1000円

第90回総がかり

メーデー

5月1日新潟県民会館で90回メーデー
新潟県中央集会所が開かれました。
阿賀野市から23名以上が参加し、「働くものの生活と権利を守る」とシユプレヒコールで新潟市内を進行しました。

メーデー集会所から帰宅し夕方から数名で御苦労さん会を行いました。泉夜オリの参加も決まりました。

消費税 いま上げるべきではない5.17新潟集会

- とき 5月17日(金)
- 場所 新潟駅南口広場

STOP 10%



主催 ★10月消費税10%ストップ!新潟ネットワーク

阿賀野民商総会日程決まる

先月理事会を開催し阿賀野民商総会の日程を決めました。下記の通りとなります。

- 日程 6月30日(日) 午後2時より
- 場所 はせ川
- 懇親会費 3000円

パソコン教室はじめます

- 日時 5月16日(木)から 毎週木曜日 よる7時30分より
- 場所 民商会館2階

五泉夜の街オリエンテーリング (新津民商主催)

- 日時 6月12日(水) 18時30分～受付
- 会場 裏馬場町特設会場 (五泉市)
- 参加費 3,000円/人 (前売りのみ)
- 申込み TEL23-1353 6月5日まで 新津民商